

安曇野市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

平成30年1月23日更新

NO	区分	質問内容	回答	更新日
1	1サービス利用	住所地特例で他市町村の有料老人ホームに入っている安曇野市の方が、総合事業を利用する場合はどのようになるか。	施設所在地において、総合事業のサービスを利用します。請求は、安曇野市へすることになります。	H29.1.31
2	1サービス利用	他市町村の介護予防通所介護を利用しているが、総合事業移行後はどのようになるか。	みなし指定がされているところについては、平成29年度については、通所介護相当サービスは、全国一律でサービスを利用することができることになっていきます。平成30年度以降については、それぞれの保険者に指定申請をする必要があります。	H29.1.31
3	1サービス利用	通所型サービスと福祉用具貸与を合わせて利用する場合は、給付+事業と考えればよいか。	給付+事業となります。	H29.1.31
4	1サービス利用	事業対象者が、福祉用具の購入や住宅改修を必要とする場合は、どのような手順が必要となるか。	要介護認定を申請し、認定を受けることが必要です。	H29.1.31
5	1サービス利用	事業対象者が、途中から介護予防サービスが必要になった際は、要介護認定をすることになるが、認定がおりるまでの間のサービス利用はどうなるのか。	暫定でのサービス利用となり、認定が下りてから遡って適用となります。認定結果によっては、自費利用となる可能性がありますのでご注意ください。	H29.1.31
6	1サービス利用	事業対象者の判断をする際には、基本チェックリストのみで主治医の意見書は必要ないか。	必要ありません。	H29.1.31
7	1サービス利用	予防訪問介護と予防通所介護のみの利用であっても、例えば、要支援で予防訪問介護を週2回、予防通所介護を利用していると、事業対象者の支給限度額を超えることとなるが、その場合は要支援認定をとることになるか。	更新の際に、地域包括支援センター職員が、利用者の方の利用状況等を踏まえて、要介護認定の手続きを案内することになります。	H29.1.31
8	1サービス利用	要支援1でデイサービスを週2回利用している人がいるが、4月以降に料金の変更はあるのか。そのまま週2回利用できるのか。	平成29年4月から総合事業は始まりますが、現在、要支援の認定のある方は、更新のときから総合事業に移行することになります。要支援1の人の通所介護相当サービスについては、現行のサービス提供時間や回数については、変更はありません。	H29.1.31
9	1サービス利用	平成29年3月末以前に要支援認定を受けて予防給付サービスを利用している場合、認定更新前に、総合事業サービスに切り替えることは可能か。	原則、認定更新後から総合事業サービスに切り替えることとしています。ただし、自立支援や介護予防を進める観点から、総合事業のサービスAの利用については、認定更新に関わらず、切り替えることは可能です。	H29.4.14

NO	区分	質問内容	回答	更新日
10	1サービス利用	平成29年3月末以前に要支援認定を受けているものの予防給付サービスを利用していない未利用者が、平成29年4月以降に初めて訪問介護や通所介護のサービスを利用した場合は、どのようになるか。	原則、予防給付サービスの利用となりますが、利用者の希望等により、総合事業サービスを利用することも可能です。	H29.4.14
11	2サービス利用	介護相当サービスは複数の事業者を利用することは可能か。	併用はできませんが、月の途中で変更しての利用は可能です。(契約日・解除日において日割り計算となります)	H30.1.23
12	1サービス利用	介護相当サービスとサービスAの併用をすることは可能か。	併用はできませんが、月の途中で変更しての利用は可能です。(介護相当サービスは契約日・解除日において日割り計算となります)	H30.1.23
13	2サービス利用	サービスA同士の併用は可能か。	併用は可能です。(例えば、月曜日はA事業者、金曜日はB事業者での実施等) 関連して、一日のうちに複数の事業者が入ることも可能です。(午前中にA事業者が時短で入り、午後にB事業者が時短で入る等)	H30.1.23
14	1サービス利用	要支援1の方が更新後に事業対象者となった場合、通所介護相当サービスは、週2回利用とすることも可能か。	事業対象者は、週2回利用とすることも可能です。ただし、ケアマネジメントにより、必要性を確認していくことが必要です。	H29.4.14
15	1サービス利用	事業対象者の方が、障害福祉サービスを利用する際は、総合事業サービスとの関係はどのようになるか。	これまでの介護保険サービスと同様に、障害福祉サービスに相当するサービスである場合は、総合事業サービスが優先されます。	H29.4.14
16	2訪問型サービスの基準	訪問型サービスAが委託されるのはどういった場合か。	訪問型サービスAの委託は、国保連合会を利用しない事業所の場合です。	H29.1.31

NO	区分	質問内容	回答	更新日
17	2訪問型サービスの基準	訪問型サービスAは、訪問介護計画を作成することになるか。	作成することになります。	H29.1.31
18	3通所型サービスの基準	材料費等は利用者負担にしてもよいのか。 例えば、園芸に使う種子代金など、陶芸に使用する土代金など	利用者負担として、材料費等を徴収してかまいません。 参考:「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(老企第54号平成12年3月30日)	H29.1.31
19	3通所型サービスの基準	通所型サービスAは、「管理者」が「従事者」を兼ねることができるか。	管理者は、業務の支障のない範囲で兼ねることができます。そのため、従事者として、業務にあたることも可能です。サービスAは、利用定員が15人以下であれば従事者1名以上となります。	H29.1.31
20	3通所型サービスの基準	通所型サービスCは、「管理者」が「従事者」を兼ねることができるか。	管理者は、業務の支障のない範囲で兼ねることができます。そのため、従事者として、業務にあたることも可能です。サービスCは業務に支障のない範囲であれば、従事者2名以上となります。	H29.1.31
21	4通所型サービスの単価	通所介護相当サービスについて、要支援1、2の区別ではなく、週の利用回数において、単価設定を見直した理由は何か。	総合事業の生活支援・介護予防サービスは、要支援1、2の認定者とともに、基本チェックリストから判断された事業対象者が利用することになります。今後、要支援2の認定者の中には、認定更新にあたり、事業対象者へと判断される人がいると想定しています。事業対象者の支給限度額は、原則、要支援1の人と同様となります。総合事業導入にあたっては、要支援認定者と事業対象者で単位が異なることがないように、利用回数から、単価を整理することとしました。	H29.1.31
22	4通所型サービスの単価	通所介護相当サービスの単価と、通所型サービスAに対する単価の違いについて	通所介護相当サービスを1回あたりの単価とした場合、緩和した基準によるサービスでは、およそ0.8かけとなるものです。これは、サービス提供内容を見直したことで、人員基準等を緩和したことによるものです。	H29.1.31
23	5介護予防ケアマネジメント	総合事業への移行について、現在要支援認定更新者は、平成29年度中に移行が完了しますが、更新時にチェックリストでのふるいにかけて、①通所介護相当と②通所型サービスAに分けられるということか。	ケアマネジャーが、アセスメントの中で判断していくことになります。サービス利用については、本人の意向を含めて、自立支援の観点から、その人に適したサービスへつなぐこととなります。チェックリストは、事業対象者かどうかを判断するツールとなります。	H29.1.31
24	5介護予防ケアマネジメント	訪問型サービス及び通所型サービスでは、対象者の状態像が示されているが、この状態像の判断は誰がどんな基準とするのか。	対象者の状態像は、ケアマネジャーがアセスメントの中で判断していくこととなります。サービス利用については、本人の意向を含めて、自立支援の観点から、その人に適したサービスへつなぐこととなります。	H29.1.31

NO	区分	質問内容	回答	更新日
25	5介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントのサービスコードは、これまでの通りのコードでよいのでしょうか	介護予防支援のコード「46」から、介護予防ケアマネジメント「AF」に変わります。後日、中央地域包括支援センターより示す予定です。	H29.1.31
26	5介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントについては、介護予防支援と同様に、2件を1件とカウントする方法及び居宅介護支援事業所において、40件以上となった場合の逓減制度は従来通りの取り扱いと考えてよいか。	介護予防ケアマネジメントのプラン作成の上限はありません。また、居宅介護支援事業所の報酬の逓減制度の対象になりません。なお、介護予防支援については、従来通りの取り扱いとなります。	H29.4.14
27	5介護予防ケアマネジメント	介護予防サービス(デイサービス)を利用している方が、更新時に事業対象者となった場合は、これまでのデイサービスには通えなくなるか。	利用しているデイサービスにおいて、総合事業の指定を受けているかを確認する必要があります。総合事業の指定を受けている場合は、ケアマネジャーがアセスメントの中で判断していくことになります。サービス利用については、本人の意向を含めて、自立支援の観点から、その人に適したサービスを利用につなげていきます。	H29.1.31
28	5介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントの契約書類の書式の変更は必要ですか。	利用者の中には、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントとなる方がいるため、更新の際には、地域包括支援センターにおいて、変更した契約書を取り直す予定です。	H29.1.31
29	5介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント(ケアプラン)の様式は、変わるのでしょうか。	介護予防支援の様式と同様になります。	H29.1.31
30	5介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントのモニタリングは、自宅訪問ができないときは電話や事業者訪問を行う方法でもよいのか。	ケアマネジメントAにおけるモニタリングの方法は、介護予防支援と同様にて実施するようお願いします。	H29.1.31
31	6指定申請	他市町村に本体があるサテライト事業所として、安曇野市で訪問介護事業の実施をしているが、指定申請はどのようにすればよいか。	安曇野市の被保険者に総合事業のサービスを提供する場合は、本体の事業所から、安曇野市に指定申請を行います。	H29.1.31
32	6指定申請	他市町村でも介護相当サービスの指定申請がされるのか。	介護相当サービスのみなし指定を受けている事業者は、平成30年3月末までは指定がされています。みなし指定を受けていない事業所は、総合事業のサービスを提供する場合は、安曇野市に指定申請が必要です。	H29.1.31
33	6指定申請	他市町村でも通所型サービスAの指定申請がされるのか。	通所型サービスAは、事業が軌道にのるまでの当面の間、原則、市内の事業者への指定のみとしています。	H29.1.31
34	7サービスA従事者研修	サービスA従事者研修の対象者免除には、介護福祉士等が、記載されているが、社会福祉主事や社会福祉士の福祉職は対象とならないか。	訪問型サービスAにおいては、介護福祉士又は介護職員初任者研修、訪問介護養成研修、介護職員基礎研修の修了者としてします。また、通所型サービスAにおいては、介護事業の実務経験が1年以上ある者であれば、社会福祉士や社会福祉主事は、免除の対象とします。	H29.1.31

NO	区分	質問内容	回答	更新日
35	7サービスA従事者研修	従事者研修における実務研修は、従事予定者が有資格者と同行して実施するというのでよいか。	1年以上の実務経験のある有資格者と同行して実習します。	H29.1.31
36	8定款	介護相当サービスはみなし指定をされているが、新たにサービスAの指定を受けたい場合、提出は必要か。	初めて介護相当サービスもしくは、サービスAの指定を受ける際には、定款及び運営規定の提出をしてください。すでにどちらかの指定を受けた際には、提出を省略することができます。	H29.1.31
37	8定款	定款の記載例として、「第1号訪問事業」及び「第1号通所事業」が示されているが、それ以外の記載はいけないのか。	「第1号訪問事業」及び「第1号通所事業」は、介護予防・日常生活支援総合事業を具体的に記載した場合となります。既存の介護予防サービスとは区別され、総合事業が読み取れる方法で、適切に記載をお願いします。	H29.1.31
38	8定款	「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要か。	老人福祉法上の「老人居宅介護等事業」には、訪問介護相当サービスは対象となっていますので、定款の変更は必要ありません。独自基準となる訪問型サービスAについては、対象となっていないため、定款の変更が必要です。「老人デイサービス事業」には、通所介護相当サービスは対象となっていますので、定款の変更は必要ありません。独自基準となる通所型サービスAについては、対象となっていないため、定款の変更が必要です。	H29.1.31
39	9制度全般	サービスAは、住民主体のサービスBが拡充するまでの「つなぎ的」な役割なのか、それとも今後も恒久的に提供されるサービスなのか。	総合事業では、地域における多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進することを目指しています。住民主体のサービスBについては、平成29年4月からの事業の実施状況を踏まえながら、サービスAを含めて事業内容を検討したいと思います。	H29.1.31
40	9制度全般	サービスBやDが開始されるのはいつごろか。	平成29年4月からの事業の実施状況を踏まえながら、第7期介護保険事業計画期間において、検討していきます。	H29.1.31
41	9制度全般	生活保護対象者の総合事業利用はどのようになるか。	総合事業のサービスは、予防給付と同様に、生活保護法における介護扶助の対象となっています。(生活保護法第15条の2)	H29.1.31
42	9制度全般	利用者負担軽減制度の対象は、サービスA該当となったときはどうなるか。	社会福祉法人による利用者負担軽減制度の対象は、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業となります。サービスAについては、対象なりません。「長野県ホームページ」 <a href="http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo">http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-</a>	H29.1.31
43	9制度全般	指定事業所であれば、サービスAのみの利用でも国保連請求できるか。	請求することができます。	H29.1.31

NO	区分	質問内容	回答	更新日
44	9制度全般	サービスAは、医療費控除の対象となる事業所を利用していれば、対象となるのでしょうか。	サービスAは、生活援助中心型となりますので、対象とはなりません。 「国税庁ホームページ」 <a href="https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/1127.htm">https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/1127.htm</a> No.1127 医療費控除の対象となる介護保険制度下での居宅サービス等の対価	H29.1.31